

土木学会役員選出の手續き

土木学会の会長以下役員を選出については、適宜土木学会誌に状況を報告してきたほか、定款、細則ならびに「土木学会役員候補者選考規程」および「土木学会役員候補者選考内規」に詳細な定めがあり、ホームページにより閲覧できるが、会員各位が役員選出の手續きを容易に把握できるように、以下解説しておく。

役員選出方法の概要

土木学会の会長以下の役員は、定款の定めにより、まず総会において30名の理事と監事2名が選任され、選任された理事の互選により、会長、副会長、専務理事が選定されるという手順となっている。実際には任期のずれから30名の理事の半数程度と監事1名が毎年改選になる。

しかし実務上は、総会に諮るべき役員候補者の原案を作成する必要があるが、また、理事の互選による会長等の選定についても、適正な手順により、会員の代表

にふさわしい選出が行われるように手續きを整える必要がある。このために、合計

100名の選考委員を各支部から選出して「役員候補者選考委員会」を構成し役員候補者の選考を行っている。100名の役員候補者選考委員の選出は各支部の会員数に比例して按分され、各支部は会員の活動歴、職域などを考慮して選考委員を選出する(表1)。この「役員候補者選考委員会」の委員長は、フェロー会員とし会長が指名している。また、役員候補者の選考にかかる基本方針を含む検討資料作成など、委員会の業務を処理するため、選考委員100名の中から選定された20名を部会員とする「素案作成部会」が編成される。この部会の部長は「役員候補者選考委員会」委員長が兼務している。

この役員候補者選考委員の投票により選考された役員候補者は理事会の議を経て、総会に上程されることとなっている。

役員候補者選出の手續

(1) 理事候補者

理事の定数は、定款に25名以上30名以内と定められており、現在上限の30名で運用している。この30名のうち1名が会長、3名が職域から選ばれる副会長、1名が専務理事である。さらに4名の理事が職域を考慮して選出され、残りの21名は支部の会員数を反映して、関東6名、関西4名、北海道、東北、中部、中国および西部に各2名、四国に1名の配分のもとに各支部が原案を推薦する。後に説明する次期会長はその所属する支部の枠に含まれる。この支部配分の理事枠の中から、2名が支部選出の副会長として選出され、副会長は計5名となる。なお、職域からの選出理事4名については、関東支部が原案作成を担当している(表2、3)。理事候補者はこれら原案をもとに「役員候補者選考委員会」が選考し、理事会の議

表1 役員候補者選考委員会委員の支部別配分

| | 会員数 | 按分比 | 委員会委員数 | (素案作成部会員数) |
|-----|--------|--------|--------|------------|
| 北海道 | 2,104 | 5.45% | 5 | 1 |
| 東北 | 2,134 | 5.53% | 6 | 1 |
| 関東 | 17,471 | 45.25% | 45 | 9 |
| 中部 | 3,690 | 9.56% | 10 | 2 |
| 関西 | 6,285 | 16.28% | 16 | 3 |
| 中国 | 2,065 | 5.35% | 5 | 1 |
| 四国 | 1,446 | 3.74% | 4 | 1 |
| 西部 | 3,417 | 8.85% | 9 | 2 |
| 合計 | 38,612 | 100% | 100 | 20 |

注1 支部別会員数は平成20年12月末日現在の会員数。
 注2 海外支部は、役員候補者選考規程第3条第4項により委員を推薦する支部に含まれない。
 注3 支部ごとの素案作成部会員数は、委員数5人当たり1人とし、端数は2捨3入とする。

表2 選出分類別役員の数と選出方法

| 役員(理事30名、監事2名)の選定手続きによる分類 | 選任・選定に関する 定款・細則の定め | 役員候補者選考委員会への推薦機関(原案作成機関) | |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------|
| | | | 参考意見(推薦候補者)提出機関 |
| 理事【30名】 | 総会が選任 | | |
| 会長【1名】 | 理事が互選 | 正副会長会議 ^{注1} | |
| 支部選出理事 【21名】 ^{注2} | 副会長【2名】 | 理事が互選 | 正副会長会議 |
| | 次期会長【1名】 | 理事会が選定 | 次期会長候補者選考委員会 |
| | 理事【18名】 | | 各支部 |
| 職域選出理事 【7名】 | 副会長【3名】 | 理事が互選 | 正副会長会議 |
| | 理事【4名】 | | 関東支部 |
| 専務理事【1名】 | 理事が互選 | 正副会長会議 | |
| 監事【2名】 | 総会が選任 | | 関東支部【1名】および中部または関西支部【1名(輪番)】 |

注1：会長候補は前期の次期会長をもってあてている。
注2：各支部選出理事数は会員数に応じて按分される。

表3 平成21年度役員地域等区分

| 役職名 | 地域等区分 | 氏名 | 勤務先・職名 |
|------|-------|-------|-------------------|
| 会長 | — | 近藤 徹 | 東北電力(株) |
| 副会長 | 職域 | 磯部 雅彦 | 東京大学 |
| 副会長 | 職域 | 林 康雄 | 東日本旅客鉄道(株) |
| 副会長 | 職域 | 星野 満 | 本州四国連絡高速道路(株) |
| 副会長 | 北海道 | 三浦 清一 | 北海道大学 |
| 副会長 | 西部 | 大塚 久哲 | 九州大学 |
| 次期会長 | 中国 | 阪田 憲次 | 岡山大学 |
| 専務理事 | — | 古木 守靖 | (社)土木学会 |
| 理事 | 職域 | 青野 捷人 | 東京湾横断道路(株) |
| 理事 | 職域 | 井手 和雄 | 清水建設(株) |
| 理事 | 職域 | 木村 洋行 | 大成建設(株) |
| 理事 | 職域 | 久保田 勝 | (独)水資源機構 |
| 理事 | 北海道 | 柳屋 圭吾 | 国土交通省 |
| 理事 | 東北 | 藤森 伸一 | 東日本旅客鉄道(株) |
| 理事 | 東北 | 真野 明 | 東北大学 |
| 理事 | 関東 | 岸井 隆幸 | 日本大学 |
| 理事 | 関東 | 鬼頭 平三 | (社)日本港湾協会 |
| 理事 | 関東 | 下保 修 | 国土交通省 |
| 理事 | 関東 | 花木 啓祐 | 東京大学 |
| 理事 | 関東 | 廣瀬 典昭 | 日本工営(株) |
| 理事 | 関東 | 山本 正明 | 鹿島建設(株) |
| 理事 | 中部 | 犬飼 隆一 | 中部復建(株) |
| 理事 | 中部 | 後藤 芳顯 | 名古屋工業大学 |
| 理事 | 関西 | 井上 俊廣 | (財)兵庫県まちづくり技術センター |
| 理事 | 関西 | 岡田 鉄三 | (株)建設技術研究所 |
| 理事 | 関西 | 古田 均 | 関西大学 |
| 理事 | 関西 | 細田 尚 | 京都大学 |
| 理事 | 中国 | 富田 武満 | 福山大学 |
| 理事 | 四国 | 白木 渡 | 香川大学 |
| 理事 | 西部 | 速水 昭正 | 博多ターミナルビル(株) |
| 監事 | 中部 | 田中 孝彦 | 鹿島建設(株) |
| 監事 | 関東 | 村尾 公一 | 東京都 |

を経て総会に上程される。
(2) 監事候補者
監事候補者については、1名は関東支部から、もう1名は中部支部と関西支部が輪番で選出することとなっている。監事候補者は「役員候補者選考委員会」が選考し、理事会の議を経て総会に上程される。

(3) 会長候補者・次期会長候補者
土木学会では次期会長という制度を採用している。これは会長候補者について、理事の任期2年のうち最初の1年目は「次期会長」と称し、予算原案作成などの重要な業務を担当した後、2年目に総会時の臨時理事会で選定されて会長となるというものである。これはアメリカ土木学会(ASCE)、イギリス土木学会(ICE)と同様な工夫である。

したがって「役員候補者選考委員会」としては、臨時理事会に提出する会長候補者には前年度の次期会長をもってあてることとし、これを前提として次期会長候補者を選考することとなる。^③
次期会長候補者の原案作成は、過去4年間の正副会長から構成される約20名の「次期会長候補者選考委員会」(委員長は会長)によって行うこととしている(表4)。次期会長候補者の選考にあたっては以下の点が考慮される。第1に、次期会長候補者の職域は、「官庁」、「大学」、「民間」そして「すべての職域」の順番の4年サイクルで運用する。第2に、候補者の推薦にあたっては「会長の推薦にあ

表4 平成20年度拡大正副会長会議の構成(土木学会誌2008年12月号より)

| 平成17年度正副会長会議 | | | | 平成18年度正副会長会議 | | | |
|--------------|-------|-------|----|--------------|----|-------|---|
| 会長 | | 三谷 浩 | 官 | 会長 | | 濱田 政則 | 学 |
| 副会長 | 中部 | 四俣 正俊 | | 副会長 | 関西 | 高田 至郎 | 官 |
| | 関西 | 高田 至郎 | | | 職域 | 川島 毅 | |
| | 職域 | 龍岡 文夫 | 学 | | 中国 | 阪田 憲次 | 民 |
| | 職域 | 川島 毅 | 官 | | 職域 | 小野 武彦 | 民 |
| 職域 | 大島 一哉 | 民 | 職域 | 田中 正典 | 民 | | |
| 次期会長 | | 濱田 政則 | 学 | 次期会長 | | 石井 弓夫 | 民 |
| 平成19年度正副会長会議 | | | | 平成20年度正副会長会議 | | | |
| 会長 | | 石井 弓夫 | 民 | 会長 | | 栢原 英郎 | ※ |
| 副会長 | 中国 | 阪田 憲次 | | 副会長 | 東北 | 稲村 肇 | |
| | 職域 | 小谷 健一 | 民 | | 職域 | 谷口 博昭 | 官 |
| | 東北 | 稲村 肇 | 官 | | 職域 | 日下部 治 | 学 |
| | 職域 | 谷口 博昭 | 官 | | 職域 | 星野 満 | 民 |
| 職域 | 日下部 治 | 学 | 西部 | 大塚 久哲 | | | |
| 次期会長 | | 栢原 英郎 | ※ | 次期会長 | | 近藤 徹 | 官 |
| その他の 構成員 | | | | 北海道 | | 加賀屋誠一 | |
| | | | | 四国 | | 鈴木 幸一 | |

※会長は、官庁、大学、民間、全職域の順で選考される。当該年度は、全職域が対象である。

表5 会長の推薦にあたって考慮すべき事柄(土木学会誌2005年2月号より)

| |
|--|
| (次期会長推薦にあたって考慮すべき事柄) |
| 会長には、学術団体であり技術者団体である土木学会のトップとしての、土木界全体に対するリーダーシップが求められる。このため推薦にあたっては会員の代表であることや個人の資質などをふまえ、総合的に判断されるものとする。 |
| (会員の代表) |
| 次期会長候補の推薦にあたっては、全国的視野のもとに、土木技術者の活躍する民、官、学それぞれの分野のバランスを考慮する。 |
| (会長としての資質) |
| ①土木界に対する造詣とリーダーシップ…自己の所属する分野での実績のみならず民、官、学それぞれ、あるいは複数にわたる分野の活動や改革についてリーダーシップを発揮できること。 |
| ②組織運営能力…目標の提示と総合的管理運営(予算、組織、活動など)について高い視点からリーダーシップを発揮できること。 |
| ③国際化戦略、学際分野など幅広い見識…土木学会をとりまく国際化、学際化の進展の情勢下において、国際化戦略、学際分野への対処、技術倫理の展開などに高い見識を備えていること。 |

たつて考慮すべき事柄(表5)を考慮する。この選考作業にともなう実務は、会長の指名する2名の副会長が担当するが、「次期会長候補者選考委員会」を構成するすべての委員は候補者の推薦を行うことができる。「次期会長候補者選考委員会」においては、推薦された候補者の適性等を審議するが、複数の候補者が推薦された場合は投票によって1名に決定する。

「次期会長候補者選考委員会」は、次期会長候補者の原案を先に述べた「役員候補者選考委員会」に推薦し、「役員候補者選考委員会」は審議のうえ、さらに理事会に推薦することとなる。
(4)副会長候補者・専務理事候補者
副会長候補者及び専務理事候補者は、「正副会長会議」が原案を作成する。副会長5名は職域から選ばれる3名と支部推薦の2名から構成される。職域から

の3名については、関東支部の意見を求め、支部推薦の2名については、全国大会開催支部およびその次年度の開催予定支部の意見を求めることとなっている。「正副会長会議」は副会長候補者と専務理事候補者の原案を「役員候補者選考委員会」に推薦し、「役員候補者選考委員会」は審議のうえ、さらに理事会に推薦することとなる。

現在土木学会は新しい公益法人への移行申請を準備中であり、役員選出の手続きについては現在のものを継続させる方針であるが、一方で今後にも必要な改善を続けて行く必要があると考えている。

(土木学会会総務担当主査理事・副会長
星野 満)

(1)用語…本稿では選任、選定、選考、選出を以下のように使い分けている。

選任…規程に基づき選出(を承認)し、任命する。
選定…規程に基づき選出または承認する。
選考…規程に基づき候補者の案を作成する。
選出…「選び出す」という一般的な意味で使用。
(2)委員長は投票できない。(土木学会役員候補者選考規程第8条)

(3)会長の選定はあくまでそのときの理事会の権限であるので、前期の理事会が決定する「次期会長」は役職の一種であり、規程上はあくまで会長候補者の一人という扱いとなる。

(4)平成20年度以前は「拡大正副会長会議」と称していた。また4年間の正副会長会議メンバーに支部選出者が含まれない支部については、現在の理事の中から会長が委員を指名して構成員とする。